

| 申請者（※1） | 市環境政策課 | 備考 |
|---|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">制度・手続きにかかる問い合わせ</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">問い合わせへの対応</div> | <p>問い合わせのなかで具体的な製品や料金等にかかる相談を受けた場合、当該製品等で扱われるエネルギー等に応じて、市と脱炭素施策に係る協定を締結したエネルギー事業者の窓口を案内します。</p> |

1. 交付申請の手続き（※2）

| | | |
|--|--|--|
| <pre> graph TD A[申請書類様式を市HPからダウンロード] --> B[書類作成] B --> C[書類を市に提出 ※3] C --> D[書類確認・内容照会] D --> E[審査] E --> F[交付決定 ※4] F --> G[封入・封緘・発送] G --> H[受領] </pre> | <p>書類確認・内容照会 (場合によっては返送・追加書類の提出依頼をする場合があります。)</p> <p>審査</p> <p>交付決定 (※4)</p> <p>封入・封緘・発送</p> | <p>※1 手続代行者について 本補助金では、手続代行者（事業者などを想定）が申請者の代わりに書類の提出等を行うことが可能です。その場合、交付決定通知書や入金通知書については申請者本人に郵送されますが、手続代行者に対しても当該書類を発送したという通知が郵送されます。</p> <p>※2 「計画（変更・中止）承認申請」の手続きについては交付申請の手続きに準じます。</p> <p>※3 交付申請書の提出締切は令和7年12月15日です。 (郵送の場合は当日消印有効) 窓口への持参の場合、その場では審査できませんのでご了承ください。</p> <p>※4 交付申請書の提出から交付決定通知書（当該通知書の発行日より契約・設置工事への着手が可能となります。）の発行までは申請書類に不備等がない場合、概ね7日から10日程度を要する予定です。</p> |
|--|--|--|

2. 契約・設置工事（※5）

| | | |
|---|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">契約・工事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto; margin-top: 10px;">購入・工事完了</div> | | <p>※5 必ず「交付決定通知日」以降に契約・着工してください。先に契約・着工した場合、補助金を交付できなくなります。</p> |
|---|--|--|

